

新潟市学校教育施設整備基金条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第4号

新潟市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 市が設置する学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、新潟市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用)

第4条 市長は、必要があると認める場合は、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。